

第七十二回
国会

参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和四十九年五月二十八日(火曜日)

午前十時十六分開会

委員の異動

五月十六日

柴田 栄君

補欠選任

小谷 守君

村田 秀三君

五月十七日

矢野 登君

補欠選任

村田 秀三君

小谷 守君

五月二十日

辻 一彦君

補欠選任

西ヶ久保重光君

杉原 一雄君

戸田 菊雄君

上田 哲君

五月二十一日

松垣徳太郎君

補欠選任

藤田 正明君

松平 勇雄君

嶋崎 均君

安田 隆明君

五月二十二日

渡辺 一太郎君

補欠選任

松平 勇雄君

藤田 正明君

安田 隆明君

嶋崎 均君

杉原 一雄君

辻 一彦君

小柳 勇君

西ヶ久保重光君

上田 哲君

戸田 菊雄君

五月二十八日

辻 一彦君

補欠選任

田中 一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

土屋 義彦君

河本嘉久蔵君

藤田 正明君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

栗林 卓司君

嶋崎 均君

松垣徳太郎君

西ヶ久保重光君

小谷 守君

辻 一彦君

戸田 菊雄君

野末 和彦君

福田 越夫君

森山 欽司君

柳田桃太郎君

岩瀬 義郎君

辻 敬一君

高木 文雄君

松川 道哉君

楠 正俊君

杉本 金馬君

國務大臣

大蔵大臣

国務大臣

官(科学技術庁長)

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審

議官

大蔵省主計局次

長

大蔵省主税局長

大蔵省国際金融

局長

通商産業政務次

官

事務局側

常任委員会専門

杉本 金馬君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○電源開発促進税法(内閣提出、衆議院送付)

○電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員異動に伴い、現在理事が一名欠員となっておりますので、この際理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に藤田正明君を指名いたします。

○委員長(土屋義彦君) 電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別会計法案。

以上二法案を便宜一括して議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○國務大臣(福田越夫君) ただいま議題となりました電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別会計法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

電気の安定的供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることは申すまでもないところであります。

政府は、最近における電力需給の逼迫の状況に

早急に対処するため、発電所等の周辺地域における公共施設整備の整備をはかること等を通じてその設置を積極的に進めたいと考えております。

今回、この施策の費用に充てるため、新たに一般電気事業者の販売電気に対して電源開発促進税を課税するとともに、これを財源として行なう電源開発促進対策を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置することとし、ここに、これらの法律案を提出することとした次第であります。

まず、電源開発促進税法案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、課税範囲等につきましては、一般電気事業者を納税義務者とし、その供給した電気及びみずから使用した電気を課税物件とし、これらの販売電気に対して電源開発促進税を課することといたしております。

第二に、税率につきましては、販売電気千キロワット時につき八十五円とすることとしたしております。

第三に、その納付につきましては、毎月、その月中における販売電気の電力量、電源開発促進税額等を、その翌月末日までに申告し、申告期限内にその税額を納付することとしたしております。

また、納税地は、一般電気事業者の本店所在地とするほか、開業届の届出等所定の規定を設けることにいたしております。

この法律の施行期日は、昭和四十九年十月一日とし、供給した電気につきましては、十一月一日以後に料金の支払いを受ける権利が確保されるものから、みずから使用した電気につきましては、同日以後に計量されるものから、それぞれ適用することとしたしております。

次に、電源開発促進対策特別会計法案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、電源開発促進税の収入を財源として行のう電源開発促進対策の経理につきましましては、これを明確にするため、特別会計を設置して一般会計と区分することとしております。

第二に、この特別会計において経理する対象を明確にするため、電源開発促進対策として、発電用施設周辺地域整備法に基づく地方公共団体に対する交付金の交付及び発電所等の周辺地域における安全対策その他の発電所等の設置の円滑化に資するための財政上の措置を定めるとともに、この特別会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣が管理することとしております。

第三に、この特別会計の歳入は、電源開発促進税の収入その他の収入とし、歳出は、地方公共団体に対する交付金及び安全対策等のための財政上の措置に要する費用、事務取り扱い費等とするものといたしております。

また、その他この特別会計の予算及び決算の作成及び提出並びに一時借入金等の借り入れ等この会計の経理に必要事項を定めるとともに、国税収納金整理資金に関する法律その他につきましまして所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、電源開発促進税法案及び電源開発促進対策特別会計法案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(土屋義彦君) これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○辻一彦君 電源関係の税法二法について若干の質問を行ないたいと思います。私は、きょう予定としては、大蔵大臣に基本的な考えを幾つか伺って、あと発電所問題の具体的な問題を科学技術庁を呼んで伺おうと、こう思ったんでありますが、日程がいろいろ組まれましたので、それはまた別の機会にして、ここでは若干大蔵当局に二、三の質問を行ないたいと思います。あと時間が残ると思いますが、これはうちの成議委員のほうから質問したいと思ひます。

まず第一に、大蔵大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。それは、この税法につきましまして、国民税調、税制調査会の代表の方も、いろいろ意見を述べられた機会がありますが、非常に消極的であると思ひますが、不満の中身を持っておられた、こういうふうに私発言を伺っておるんであります。なぜ消極的なのか、その理由というもののについてまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 御指摘のように、本法につきましましては、税制調査会に付議してございせん。それは、予算の編成は、御承知のように、もう秋口から始められておる。そしてもう大体のつかうは十一月ごろには固まってくるわけでございます。そういうつかうの中、政府部内といわゆる予算折衝というものが、暮れに押し迫りましてから行なわれる、こういうことになるわけでありま。その間、十一月の末に、あの石油ショックというものが起こっておるわけでありま。それで、ずうっと前から進められた作業の時点におきましては、石油ショックというものを予想しなかつた。そこで、電源開発の必要性というものがつきましては、まあ必要であることは認めながら、その緊要性についての認識はさほどではなかつたわけでありま。石油ショックが起きた、それ以後におきましては、これはもうたいへんだと、特に原子力発電の整備に、これは重点を早急に置いて施策を進めなきゃならぬ。こういうことになりまして、十二月の下旬、政府間の予算折衝の過程におきまして、そういう考え方を具現するために、電源開発促進税構想というものが打ち出されたわけでありま。とにかく毎晩、毎晩徹夜をしてやっていると、そういうさなかの動きでございます。税制調査会にはかゝると思ひま

なかつた。これはまことに私は遺憾なことと思ひまして、こういうようなことは今後からしめるよ

うに配慮したいと思ひますが、さようないきさつのもとに発想され立案された、そういうものであると、したがって、常でありますれば、税制調査会に御意見を聞かなければならぬというたてまえのものがあります。そのいともがなく、政府独自で決定した。これは前例といひま。何とぞひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

○辻一彦君 いともがなかつた、忙しいときであつた、こういう御答弁ですが、この二法は、この税法としては国会会期末に田中内閣の重要な法案の一つになっております。総理が本法の成立に強い指示を行なつた、こういうことも私は聞いております。それはどの大事な税法であるならば、やはり私は国民税調に正式にかけて審議をはかれるべき性格のものでなかつたかと、忙しからそこを省略したというようなことは、前例にないとは言ひながらも、ちょっと私は筋が通りにくい話ではないか、こう思ひますが、重ねてこの二法の作成過程に問題がないのか、こういう点について一度お伺ひいたしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 税調にはかりませんでしたことにございましておとがめを受けますと、これは何とも申しわけないんです。いきさつはただいま申し上げたような次第でございますが、しかし、政府の方針がきまつたときには、税調の幹部の方にも御連絡はとるといふような措置はとつております。けれども、いすれにいたしましても、正式の税調にこれを付議しなかつたということにつきましましては、これは異例中の異例であります。そう心得まして今後は慎みたい、かように考えております。

○辻一彦君 問例としないというのを再度確認されたわけでありま。これはこれから守つていただけたらと思ひます。会期末にこれだけ大事だと言われるならば、私は、そういう筋をずっと通すことが大事じゃないかと思ひます。そこで、税法の体系からいって、大蔵当局はかねがねこういう目的税はなるべく避けるようにすると、こういうことをしばしば言明されておるはずであります。この中身は、私はやはりそういう意味の、いままでなるべく避けたいと言われる中身でなかろうかと、こう思ひわけでありま。その点についての御見解をちょっと詳しくお伺ひいたしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 財政は、これはその財源を総合的に管理し、また歳入は総合的にこれが配分を行なう。こういうことが基本でありまして、またそうしなければならぬと私自身も考えております。ただ、それだけでやっているとどうか、そういう基本的な考え方だけでやっていると、そういう基本的な考え方だけでは、総合的に見て、この財源を配分するといふたてまえによらないで、特定財源として、その目的のために特定の財源を充たすと、こういうような考え方、たとえば過去におきましては、道路整備は緊急の課題である。そのためには一般の財源といふことでなくて、特別の財源を設定し、それを特別にその目的のために留保するといふ考え方がとられ、現に、道路整備、強力に進行されておる、こういうことになっておりますが、私は、この電源開発という問題は、これはあるいははさんと多少意見が違ふかもしれせんけれども、非常に緊迫した問題である。ことに、これからのわが国の石油需要また産油国がわが国に対する石油供給といふことについての展望をしてみると、わが国といひましては、主として石油に依存するといふエネルギー体制、これが転換をはからなければならぬ。その転換先としての代替エネルギー源といふものは、これは多種多様なことが考えられます。これはどうしても原子力発電にこれを依存しなけりやならぬ、こういう緊急な課題に当面しておるわけでありま。私どもは、今回の石油ショックによりまして、その感を非常に深くするといふような状態でございますが、そういう緊急な事

態に対処するため、一般の財政原則、総合管理という、そういう一般の財政原則では、機動的にこの問題に対処できない、こういうふうに考えまして、これも財政的には異例なことでありますけれども、あえて御審議をお願いするということにいたしました、かような次第でございます。

○辻一彦君 どうも財政的にもいろんな面で異例づくめが続くようではありますが、もう一つ、この特別会計という形ですね、これのあり方についてはどうお考えか、これも関連しますからひとつ伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま申し上げましたように、国の財政は、これは総合的にこれを管理する、これが原則である。しかし、そういう原則ばかりでいき得ませんので、ただいま四十一の特別会計が設けられておるわけでありますが、そのほうが、国家財政管理の上から合理的であるというふうなものにつきまして、特別に経理を分離、処理する、こういうことをいたさなければならぬようなこともあるわけであります。今回の電源開発促進税、これを目的税とし、そして一方においてこれを財源として発電周辺の市町村、地方団体等に対して交付金等の支出を行なう。これは密着不可分の関係もあり、つまり財源と支出の間に密着不可分の関係もあり、原子力発電をはじめ電源開発を強力に推進するというためには、これは一般の会計から分離してこれを経理するということが、この電源開発促進税というものを目的税としたその趣旨に合致するゆえんのものである、かように考えまして、これも一般原則に対する例外ということでありますけれども、特別会計を設置するというにいたしました次第であります。

○辻一彦君 そこで、大体この目的税それから特別会計あるいは税調の問題等、一つの異例の対策である、こういう御答弁でありますね。そこで私は、ちょっと違った側面からこの税のあり方という点について、大臣の御所見を伺いたい、こう思ふんです。それは私も、今後のエネルギー、

電力の必要なこと、そのためには電源の開発が大事だということをご否定するわけではございません。しかし、本法において、この電源の開発をはかるというのは、私は、政策として少しゆがみがあるんじゃないかというように思ひます。と申しますのは、若干私の体験といひますか、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。それは、昭和四十六年に福井県——大臣も先ごろ若狭湾に行かれたということですが、この若狭湾に大飯という町があります。人口もさう多くない小さな町ですが、ここに関西電力の原子力発電所を誘致するかいなかで町が二つに四十六年に割れました。そうして当時の町長がリコールを受けて、八割の署名が集まってリコールされたわけなんです。そういうことが四十六年

にあった、そうして当時は、誘致反対の町長が立候補して当選をした。しかし、企業側、県からの働きかけ、それから貧弱な地方自治体の財政といひますか、あるいは僻地の住民が、道路や橋がどうしてもほしいという、こういう声によって、はたなくもリコールをやった結果が、逆に誘致へと変化をしてきたと、こういう歴史があります。そこで私は、このときこういう声を聞いたのです。それは、大飯町の端に大島という半島があります。この大島地区というのは、いま関西電力の大飯発電所が建設中でありまして、その住民の声として、これは役場があります本郷という町から十キロ弱くらい離れております。これは険しい山を越えな

くちやそこに行けない。それから小浜という町があります、これも海路——船を利用しなくては行けない。そういう意味で、この地区の住民というものが、交通的にも文化的にも、いわゆる地方の文化から遮断されていると、こういう状況にあったわけですね。そこで、その僻地で、ある年とった老人がこういうことを言ったというのを私は聞いたんです。それは、原子力発電というのは、安全についても問題があるようだ、ほんとうに心配ないならば、都市の近くにつくればいいんだが、こういうところに持つてくるということとは、

万が一ということを考えれば、やはり問題があるということではないかと、しかし、その年寄りは、たとえ放射能が幾らか出て、それによって自分の寿命が十年、二十年縮まったとしても、りっぱな道や橋ができるならば、そこはうまい。というの、役場のある町に、何十年山を越えて腰をかめて出ると、十年や二十年寿命はそれだけで縮まると、こういうわけですね。だから、同じ寿命が縮まるならば、この発電所がくることによって、いい道と大きな橋ができれば、そのほうがいいと、こういう声が実際としてあつた声なんです。私は、僻地に住んでいる人々の切実な声というのは、実は地方文化から遮断されている実態というの、これがそのまゝの姿ではないかと思ひます。

そこで、これを拡大したのが、人口がある程度横ばいか、減っていくというところの貧弱な地方自治体、町村のやはり考え方といひますか、市町村の姿は、やはりこういうことではないだろうか、こういうふうな思ひます。というのは、確かに安全の点、環境の点で問題があると、しかし、国が安全というなら、責任は国が持つてくれるだろうと、そこで、問題があつて、貧弱な地方の財政に何らか救いになり、プラスになるならば、そういうことはおいても誘致をしたいと、これが非常に貧弱な町村の、自治体の偽らざる声でないかと、こういうふうに私は思ひます。

そこで、今度の電源三法、あるいは税法の二法というものは、こういう住民の弱みといひますか、あるいは地方自治体の非常に貧弱な財政をさか手にとった税法ではないだろうか、こういう感じが私はするんですね。この貧弱な市町村の財政ということは、もつとほかの政策によって国が解決すべきものでないのか。それを非常に不十分にしておいて、こういう住民や、あるいは貧弱な町村の弱みをさか手にとつたようなやり方というものは、政策としてやはりゆがんだものでないだろうか、こういうふうに私は思ひます。そこで、福田大蔵大臣にお伺いしたいんです

が、貧弱な地方の自治体の財政をどうするか、こういうことを踏まえて、日本を動かされる大蔵大臣として、こういう僻地のこういう声、こういう問題をどうするかというのを踏まえて、私は、今度の税法についての考え方、それから地方自治の貧弱な状況に対する考え方、これを大蔵大臣からお伺いしたい、こう思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 辻さんからお話がありましたように、こういう問題の処理は、一般会計でこれは絶対にできないというわけでもないんです。ですから私も、昭和四十九年度の予算の編成の過程におきまして、この構想を取り上げるといふ前におきましては、この発電所周辺市町村の環境整備、それにつきまして、一般財源からある種の支出ということも考えたわけであり

ます。しかし、石油ショックが起こつて、これはなかなかたいへんなことだ、これは一般財源で、他の地方、市町村にも気がねをしながら、特定の市町村だけに配慮するといふようなことではこれはいかぬ。そこで、発電所周辺整備、これを一方においてはやる、それを有効に働かせるという意味におきまして、目的税を創設して、これを特別に経理する、こういう構想をとつたわけなんです。そういうことで、これはある程度のは一般財源で、一般会計でもできますけれども、これを

はたどうに強力に推進するということになると、やはり機動的な仕組みをつくつたほうがいいだろう、こういうふん切りをいたしたわけなんです。で、申し上げるまでもございせんけれども、いま原子力発電所その他電源の開発ということが国の焦眉の大問題になっておる。にもかかわらず、それが立地問題のゆえに進まない、そういうゆえんのものは何だと、こういうと、安全性の問題と、また発電所受け入れ地域社会の抵抗と、こういうことにある。安全性の問題は、これは国の受け持つ基本の問題でありますから、政府が責任を持ってこれを担当いたしますが、しかし、発電所受け入れ自治団体、そういうもの、そういうところではなぜ発電所設置に抵抗を感ずるかというこ

とにつきましても、これはやはりいろいろあります。環境を乱すとか、いろいろある。そういうこととにつきましても政府は十分おたえをしなければならぬ、そういうふうな考えをしなければならぬ。その進んでは、環境整備のみならず、さらに地域社会を、発電所が来てよかったと言われるくらいな地域社会の整備、これにも貢献するという姿勢をとったならば、私は、発電所整備を阻害する二つの要因の中の二つの要因である地域社会の抵抗の問題、この問題は大きく改善されるであらう。こういうふうな考えでおるのです。いま札で述べたをひびくようなやり方だということはない意味のお話でございすが、そういうことは考えておるわけじゃないのです。とにかく発電所は焦眉の急である。ですから、その受け入れ地域団体で、その受け入れについて地域社会としての心配があるならば、それは解消したいし、なお進んで、地域社会が、発電所ができてこんなによくなつてよかったという感想まで持っていたら、うにいたしたい、こういう考えでございす。

○辻一彦君 こういふ問題は、先賢の委員が専門的にいろいろ御論議があると思ひますから、私はこれ以上は深くは入りませんが、どうもいろんな動きの感じが、いま申し上げたような実感がしてならないので、この点はひとつ頭に入れておいて、ほんとうの意味の地方自治体、貧弱な町村をどうやっていくのか、こういうことをぜひ真剣に考えていただきたい、こう思ひます。

で、いま大臣も、第一が安全、第二が地域の問題、こういうお話でありましたが、昨年以来、石油危機といまお話のいわれる中で、それに端を発して、原子力発電というものが非常にクローズアップされてきた。ある面では、ちょっと便乗的な、業界の中には、便乗と員われてもいいんだからこの際に、こういう声を率直に私は新聞紙上等でも見ることもありますが、便乗的なそういう空気のなかで、ある面では私は、暴走的に進められる懸念があると思うのです。そこで、金を出せば、原子力についての国民や住民のコンセンサス、こ

ういふものが得られるのではないということ、これはいま御答弁の中にもありましたから、十分御認識であらうと思ひますが、何か金を出すことによってコンセンサスが得られるのだというふうな考え方が広範にあるのではないかと気がいたします。で、国民の原子力に対するコンセンサス、合意といふものをつくっていくには、何といつても安全と環境に対する対策をきつちりと、しっかりとやるということが私は第一だと思ひますが、開発暴走のきらいが私にはあるのではないかと、こういう点で、安全と環境を軽視しているようなことが、かりそめにもあつてはならないと、こう思ひます。この点についてもう一度ひとつ大臣の御見解を確認しておきたいと思ひます。

○國務大臣(福田勉夫君) 政府におきましては、エネルギーの需給につきましても非常に厚い配慮というか、慎重を期しておるわけでありす。そこで、いまでも地域によりましては、湯水といひますか、そういう時期になりますと、あるいは節電までしなければならぬかなという危険のあるところもあるわけでありす。そういう現在の状態に重なりまして、何と申しましても将来は、これは国民経済の規模も大きくなる、それにつれまして、エネルギーの需要量といふものも拡大されていくわけにございす。で、需給にギャップがございしたというその際に、発電所をつくるというものが、これはもうつくりかけですぐ間に合うというものでありますれば、それはそう何もあつて必要はないのでございすけれども、とにかく発電所建設にかかつてから数年を要する、そういうものを見通し、その上に立つて、早目に計画を進めなければならぬ、こういう状態にあるわけでありす。エネルギーの需給につきましても、慎重の上にも慎重にこれを見通し、専門家等の御意見、こういうものも聞き、そして発電所の整備計画、こういうものをきめるわけでありす。各企業が自分の立場で発電所を設けるといふようなことにつ

ましては、これは私はそういう心配はない。政府で全体の国の需給の中から、どのどの電力会社がどういふ発電所を設置すべきかということ、総合的に精細に調査いたしまして、そして結論を出す、そういう仕組みになっておりますので、この際便乗してということにつきましても、私は、御心配をわすらすようなことはないのじやあるまいか、さうに考えております。

○辻一彦君 最後にもう一つお伺ひします。これはちょっと具体的な内容になります。これは電気事業会社が置いた説明書であります。この中に、電源開発促進特別会計法案というものがあつて、その中身が説明してありますが、一つは、電源立地促進交付金と、これはまあわかります。それから第二に、原子力発電安全対策等交付金と、こういうものがあつております。これはいま配付された特別会計の中にも出ております。ところが、その第三として、原子力安全研究費補助金と、こう出ておるんですね。これはカッコして、四十九年度はゼロ円となつていふんです。だから四十九年度は、この特別会計案の中にもないといふことは事実ですが、しかし私は、この項目があるのじやないか。その中にこう書いてあるんですね、「動燃事業団等が行う原子力の安全性の研究に要する費用の一部または全部を補助する。」と、こうあります。これは私は、要綱等を見ても、ちよつと中身がこれはわからない。あるのかどうか、なければそれでいいし、あればひとつお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(福田勉夫君) そのお示しの書類私見でございせんけれども、これは何か作成者のほうで誤解があるんじゃないかと思ひます。国のほうで安全問題の基本的なことにつきましても、これは責任を持つてやるわけですね。ただ、当該発電所に直接連なる周辺の問題といふようなものにつきましても、これはこの特別会計または促進法、こういうものが関与すると、こういうことではございす。

○辻一彦君 その答弁ならばいいと思ひます。これは間違ひかも知れませんが、もしもこういうものが何か残つていふとすれば、これはもういま御答弁のとおり、性格が全く私は違ふと思ひます。動燃等でこの安全性の研究に使う経費は、当然国の一般会計から、あるいははしかるべきところからちゃんと支出をして、安全対策はしっかりとやるべきでありますから、これはもしもあつたらば、間違ひだと思ひますが、いまの御答弁を聞いて、それを確認すれば問題はないと思ひますが、これはこれとして、政府における本格的な安全対策といふことは、これはもう当然大きく取り上げてやつていただく、これはもう当然であらうと思ひますから、この点は確認できればいいと思ひます。

私は、いろんなお伺ひしたいことがありますが、きょう税法だけに限られておりますから、これで終わることにします。

○成瀬清治君 大きく問題点を整理をしますと、目的税といふものが、今回初めて名実ともに出てきたといふ点が一点。こういう大問題が税調にもはかられずに提案をされたといふことも、異例中の異例の処置だと思ひます。それから三つ目は、特別会計といふものと、予算との関係で、予算総則その他の関係上どうだといふことについては、しばしば議論が繰返されたことではございすから、特別会計の問題については、私はきょうここで短い時間ではございすから、議論は重複したくない。ずいぶんいままでやっておりますから、やりたいとは思ひませんが、一体大蔵省は、目的税を設けるといふふうな方針を変えたのか。いままでは、目的税といふものはやらなかつた、否定的なのが私は大蔵省の態度だと思ひます。なぜここで目的税を創設するといふことに方針を転換してきたのか。これは、いやさうじやないよ、特別とん税を見てください、あるいは道路税なり地方道路譲与税等があつて、形式的なものがいまでもあつたんじゃないか、こうおっしゃるかもしれないが、これとそれは違ひます。御案内のとおり今度のもの

は、税でいただいた金は、そのものずばり交付税とは別に切り離して、周辺の市町村に配分されるわけですから。特別とん税は、御案内のとおり、交付税に繰り入れて配分されております。道路税は地方道路譲与税に基づいて配分されるわけですが、したがって、従来ある税とは全く違つて、初めて実質的な目的税というものがここに顔を出した。だから大蔵省は、全く新しい方針を出してきたという認識で、この法律案を見ているわけです。その点に關しての所見をいただきたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 大蔵省は一貫いたしまして、財政は歳入歳出とも総合的にこれを管理する。これを基本方針といたしましております。ただ基本方針ばかりで対処できないというものについて、例外的に目的税だとか、あるいは特別会計だとか、そういう処理をするというふうに考えておるわけですが、今回、発電所整備につきましては目的税を設定する、なおその経理を特別会計をもつて行なうと、こういうふうにいじましたわけですが、これは大蔵省の長くおとります財政総合管理主義、これをいささかも変える考えで出たのじゃないんです。例外中の例外と、こういうことではございません。

○成瀬瀧治君 大体、出てくるときは、大臣、異例中の異例とか、例外中の例外というのが連記録にしばしば出てくるわけです。ところがいつぞや知らぬうちに、その異例中の異例がそうでなくなつてみたり、そういうところが非常に問題になるんですから、私は目的税、それは他国で目的税やっていますところもあるんですからねですが、なぜこれだけは目的税で「ねばならない」か、目的税で「ねばならない」という、それじゃ逆に言えば、理屈がございましょうか。ただ火力、エネルギーというものは非常に大事なもので、これはもうだれでも必要だということはおかるわけですね。不可欠なものです、国民生活に。ところが、それをやっていくときに、公害等の問題が出てきて、地域住民からどうにもならぬという反対等が出てくるから、地域住民のそういうものに対して、

何かこう一つの説得材料にしようじゃないかという考え方のように受け取れるわけでありまして。なるほどみんなが恩恵を受けておる、電力という一つのエネルギーの恩恵を受けておるとすれば、みんながこういう、何というんですか、利益を受けておるんだから、そこで地域の人たちにそれを見てもあげようという、そういう考え方というものは私もわからぬわけじゃない。ところが、そういうテクニクのことでは、私は言うんじやなくて、目的税ということなんです、税、抽象的に目的税がいいか悪いかという議論なんです、ここで一ぺんやっておかなくちゃならぬ議論は、ですから、目的税にせねばならないという、そのことはどうだ。このものを目的税にせなければならぬという、その理由と、それからもう一つは、一般の目的税と、その他の税の問題とあると思うのです、これは。

そこで、まあちょっと特定をして、電源開発と申しますか電源開発だけに限つて目的税にせなければならぬという理由はどういうところにあるんですか。

○國務大臣(福田赳夫君) お話のように、これは財政の一般原則から申しまして電源開発促進税を設定する、その収入は一般会計にこれを受け入れる、そしてその歳出の処理におきましては一般会計の中で、その一般支出の配分の一つの問題としてこれを処理すると、こういう行き方もあり得ると思ひます。これが財政の総合管理の原則である、こういうふうにお思ひますが、ただ、この税を設定するというのは、どういう目的で設定するんだと、こういういふと、まあ石油問題以来、発電所整備が緊急の課題になつてきておる、こういうことから発想されたものなんです。でありますので、一般の財源としてこれを受け入れ、そして一般の支出の中の配分としてこれを支出をするという形をとりますときには、この発電所周辺の諸問題を適宜に処理するというための財源としては、これは安定した財源というふうにならない。やっぱり特定の安定した財源をそういう目的のために使

う、こういうことからその税自体が発想された。したがって、これをそういう仕組みにする。つまり税、収入となるところの税は、これはこの目的をきめる、また同時に、これを使つて支出する。その支出は、発電所周辺整備と、こういうふうな目的をきめる。こういうことによつて、いふ非常にエネルギーの重要な段階でありますので、それに対処し得るのじゃないか、そういうことでございしますが、まあ一般の方式でやつてやれないことは実はないんです。ないけれども、ほんとうにこの時局の要請にこたえるためにどういうふうな機動的、弾力的に措置できるかという、この仕組み、これが最善である、こういうふうな考え方をとつたわけでありまして。

○成瀬瀧治君 主税局長に伺いますが、技術的なことですから、技術的というか、要するに諸外国で何かこういうような例はございましょうか。

○政府委員(高木文雄君) アメリカでは、空港、それから航空路の整備計画に充てるために、空港及び航空路信託基金というものをつくりまして、それに繰り入れるものとして、アメリカに一般的にございまして小売り業者消費税のうちの、商業として航空機をやっている、いわゆる航空会社でない、非商業航空機の燃料にかかる航空機燃料税の、それを信託基金に繰り入れるという制度がございまして。それから通行税、出国税、航空便貨物税、航空機利用税といういろいろな名前の税を設けまして、これをいまの信託基金に繰り入れるというのをやっております。それから製造者消費税のうちの、航空機に使用されたガソリン及びタイヤ、チューブに該当するものについて、同じようにこの基金に入れるというのをやっております。

それから西ドイツでは、道路整備資金を調達する方法といたしまして、日本のガソリン税に非常に近いものでございしますが、鉱油税という税がございまして、これが道路建設資金に充てるための目的税としてつくられております。これはまたちょっと変わった形でございまして

が、フランスでは、従業員訓練のための財源、これは文獻その他では必ずしも明確でございせんが、従業員訓練のための財源ということで、ことは、これも誤謬があまり適当ではございせんが、いわば徒弟税というふうなことで私も訳しておりますが、そういう制度がございまして。いま申し上げましたようなことで、必ずしも各国にないわけではございせんが、そう一般的に各国ともやっているわけではない。やはり諸外国の場合でもかなり特例的であるということがいえるかと思ひます。

○成瀬瀧治君 大臣のお答えと申しますか、御意見伺つておりますと、石油危機に発して非常に異常なことから、異常な措置をとつたというところへ、何かこう石油危機のほうへ持つていかれる。それはそういうこともわからぬわけじゃないわけですが、ところが、税体系自体からいいたときに、目的税の是非というものの議論も考えなかつたならぬ。それから今後のこの電源開発に關しての促進税をつくらねばならぬという理屈は、何か石油危機の異常事態だったから異常でやつた。非常に過渡的と申しましうか、一時的と申しましうか、石油危機が去つていけば、またそれはなくしていいような、そういう応急手当的な一時的現象でしたというものなら、一時的な期限立法にしたつて、私は差しつかえないものだらうというふうにも受け取れるわけです。ですから、どうも話を、私のほうも時間がなくて、いろいろと整理してやるといひますが、何かこう一時現象と申しますか、突発事態に対しての臨時的な応急措置というのが一番大きな理由になつておるようになつてゐるわけですね。しかし、税体系自体からいへば、そういうことは許されぬ問題だと私は思ふ。もしそういうことがあるとするなら、やむにやまらず、ほんとうは目的税はいけなから、やらなから、しかし、どうにもならぬからやるといふなら、期限立法ということも私は考えられてしかるべきじゃなかつたかと思ひますが、その辺についてはどういうふうな御見解をお

持ちですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは非常に石油問題以来、原子力発電の重要性というものがクローズアップされてきた。これに緊急に対処しなければならぬというための、まあ端的に言ってこれは異例の措置でございます。ただ、この異例の措置が、時限的な性格のものであつてしかるべきかという、そうでないと思ふんです。つまり、これからのエネルギー、わが国のエネルギー需給を展望いたしますと、これはやはり原子力発電を、代替エネルギー源として求めなきゃならぬ、こういうことになる。しかも、これを急速に整備しませんが、わが国のエネルギー需給の安全を期し得ない、こういう状態にあるわけなんです。まあ、大体今世紀中は、展望をいたしまして、今日の石油エネルギー、次いでこれに代替する原子力エネルギー、その両者にかかわるところの強力なエネルギー源というものは想像できません。そういうような中で、わが国がどういう措置をとらなきゃならぬかという、おのずから明らかになってくると思ふんです。やはりエネルギー、この原子力発電を急速に整備しなきゃならぬ、こういうことになるだろうと思ひます。そういう意味におきまして、これは性格的には時限的な性格であつてしかるべきだと思ふんです。しかしながら、その時限というものは、通例の時限じゃない。二年、三年で、あるいは四年、五年でその期限が到来する、任務が到達されたという性格なものじゃなくて、大体今世紀中ぐらひは、これはとにかく精力的に原子力発電を中心とした電源の開発というものを進めなきゃならぬ、これが実情かと思ふのであります。

○成瀬義治君 これは、エネルギー源を、エネルギーを確保するということは非常に必要だといふ、大事なことでおっしゃつたのはよくわかりますし、とするなら、国策としてどうだという国の一つの大方針というものが出てきて、その中で予算と申しましようか、そういうもののやり方というものが考えられる。おっしゃる通りにエネルギーは非常に大切で、二十一世紀への展望で言

えば、どうなるかというふうなことにについては、若干大臣とも意見を同じくするようなところがあつたわけなんです。しかし、だからといって、目的税だというふうには少し飛躍しておられる。それからもう一つは、確かにそういう危険をこうむるような地域の人たちに——他は受益者がおるわけですね。その受益したものが、被害をこうむると申しましようか、たとえば道路ができれば、新幹線ができて騒音だということになると、高架下の人たちは非常にお気の毒なんです。これは運賃でそういうものをカバーするというやり方もありましようが、全くみんなが利益を得ておるわけでありましよう。そうすると、被害をこうむる人と、全く利益を受ける人と、そのものに対してはこれからこういうふうなことをやるぞよということになつてくると、たとえば飛行機の問題もござい

ましよう。いろんな問題があると思ひます。これから新しい問題として。そういう考え方が発想としてあると、そういうものがすべて目的税で解決されていくというふうなことになるやしないかどうか。いろんなことがちよつとでも考えられるわけなんです。ですから私は、イー・ジーにどうも、エネルギー危機だつたんだから、電源開発を促進するために地元の協力を得なくちゃならぬから、まあこれでひととどろだというふうな、非常にイー・ジーな考え方でこの税法が出てこやしなかつたのか。他への波及度だとか、それから今後こういうものがどういうふうな位置づけられて、そして関連をしていくかというふうなことにについて、いまだ少し私は——まあそれは、大蔵省としては十分検討されたと思ひますけれども、こういうような問題については、ある程度時間をかけて税調等で十分議論をされて、そしてここに提案をされてくるというのが順序じゃなかつたかと思ふわけでありましよう。そこで重ねて、くどいようですが、目的税を新しくつくつたぞと、その顔出しはこれでやつたんだというだけじゃ、どうも大臣、私たちは納得できないんです。もっと、「ねばならぬ」といふ、心を打つものが——新し

い税をつくるんですから。私は、会社特別税は、これは与野党が一致してやつた法律なんですから、これはいいと思ひますよ、いろいろなことで。ところが、合意を得ずに目的税が初めて創設されるというところは、どうも納得のできないことなんです。しかも、それは税調にはからずに出てきた、重ねて御答弁をいただくことになると思ひますけれども、あまり私も時間がございませんで、この問題についてはまた三十日にもう少し明確な御答弁をいただくことにいたします。

若干、他の問題に触れて恐縮でございますけれども、過般の、これは大蔵委員会でもフリートキングのときに出了た問題について、ちよつと大臣に申し上げて御答弁を伺つておきたい。

その第一は、預金の目減り対策というものがございまして。そこで、一世帯について百万円くらいをひとつ特別な、ボーナス預金みたいなああい、う特別預金をやつてみたらどうだ。もう一つは、退職金の一部でございまして、一部を、目減りしないためにある一定の限度まで退職金を預金させてみたらどうだろう。これも目減り対策の特別金利にしたらどうだというのが一つ。

それから二つ目は、消費者金融というものを、民間都市銀行等が進めておりますけれども、いま少しあつていいじゃないか、その柱は住宅ローンじゃないだろうか。その住宅ローンも各行がいりややつておりますが、そうでなくて、一定額というものを各行が出しあつて、そうして窓口を一本にして住宅ローンのワケをいろいろとふやしていったらどうだ、いま大体住宅ローンを聞いてみますと、総需要抑制の中でございまして、そうふやすうといふことはいいけれども、いまだ貸しておるといふのが大実態のようでございますから、それをいまだ少しふやすためにそういうことが考えられないだろうかという意見がございま

す。それから三つめは、これはあまり議論がございませんでしたけれども、実は、銀行の持ち株でございます。大臣も、私、新聞が何かでちらつと見た記憶がございまして、五%か一〇%になつておりますが、この一〇%はアメリカ等では禁止しておりますが、これがある程度減らさなくてはならないというふうな意見ですか何かを大臣は出しておられたのを聞いておつたんですが、特に非常に銀行が一〇%を、企業であるうと、銀行が銀行の株を持つというところで、特に銀行が地方銀行なり相銀その他の株を持つことがいいか悪いから、私は、私はそういうことはよくないと思ひますから、特に銀行の持ち株の中で、銀行が銀行の株を持つというふうなことはやめたいいいじゃないかと思ひますが、この三つの点について簡単にけつこうでございましてからお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 目減り対策、これは第一の御質問でございまして、これに対する一般的見解は、しばしば申し上げておりますとおり、心情的には私も目減り対策の論者の言うことはよくわかります。わかりましようけれども、この考え方を具体化するということになりますと、これはたいへんいろんなバランス上の問題がありましてなかなかふん切りができません。やっぱり私は最善の対策は何だといへば、インフレを一日も早く断ち切ること、それ以外に有効適切な対策というものは、ない、これまで思つております。

そこで、退職金の一部だけについて特別な考え方はできないか、こういうわけでありまして、これは突然のお話なんで、私も整理した考えがございませんで、退職金といへども、それに手厚い利子処遇をする、こういうことになりますれば、その一財源をどうする、こういう問題があると思ふんです。これは普通銀行が負担する、こういうことになるのじゃないか。これを国の一般財源でどう考え方はなかなかむずかしいから。そこで、金融機関が負担するということになる。そうすると、それは回り回つて一般の預金者並びに一般の貸し出しを受ける、そういう人の負担となつてつなげていくと、こういうことに

なり、特に、退職金の一部といえはそう多額のものじゃないと思ひますけれども、理論的には貸し出し金利の引き上げと、こういうことになってくる、実際問題とするとそういうふうになつてくるだらうと思ひます。ですから、理論的に見ましても、なかなかこれはいろいろ議論のあるところでありまして、なお、成瀬委員のお話でありますので考えさせていただきます、かように考えます。

それから消費者金融の中で、住宅ローンを重視すべしという考えを出されておりますが、私はこれは同感なんです。しかし、いま総需要抑制政策をとつておる。この住宅の建設が非常に盛んになる、こういうことになりまして、これは景気一般にかんがりの刺激になつてくる。そこで住宅ローンにつきましては控え目にやつております。しかし、これは特別のものであるというので、特別な配慮をしながらも控え目にやつておると、こういうことではあります。当面総需要抑制政策、したがつて、金融引き締め政策を緩和するという考え方は私は持つておりませんけれども、しかし、いずれの日にか、今日のような嚴重な引き締め体制というところをとることが必要でない、そういう時期がくるであらうと、こういうふうになつておるのです。そういう段階におきましては、私は、住宅ローン、これなんかはまず第一段階に緩和を配慮すべき問題であると、そういうふうになつておるんです。その住宅ローンを各銀行で出合つて一括してやるかどうか。これは銀行間でその話の都合が便利であるのか、その銀行間の話し合いにまかしておけばいい問題と思ひますが、いづれにいたしましても、住宅という対策、これは非常に重要視を私としてはしておるんです。それで、緩和の時期、そういう方向が出されるという際には、とにかく初発列車、そういうような考えで対処したいと、かように考えます。

○成瀬治君 持ち株はどうですか、銀行の。
○國務大臣(福田勉夫君) なお、銀行の持ち株についての私の所見が何か報ぜられたというお話でございまして、これはそういうことではないんです。

何か新聞で私もちらつと見ましたが、田中首相が一〇％を五％に下げたらどうだというふうな話をしたというのが載つておつた、そういう記憶はありますが、私はこれについて所見も述べたことはいりません。これは銀行、金融機関がいかにあるべきかという、その広範な問題があるわけなんです。そういう問題の一環としてこれはよく考えてみたいと、かように考えます。

○戸田菊雄君 資料を若干要求しておきたいと思ひますが、委員長、あとでこれは、ぜひあつての日に間に合うように出してもらいたいと思ひますが、一つは、四十年以降の電力の需給見通しですね。これをいろいろ内容を検討しますと、五十二年までの見通しもあるようですから、五十二年、五十二年の三年間はこれはまさに見通しでけつこうです。それから今日までのやつは実績で出ると思ひますから、これをひとつ出していただきたい。

もう一つは、電源開発調整審議会答申内容。これはおそろく原案設置は全国的に二十一カ所申請になつておると私は記憶しておるのですが、その内容等も含まれておると思ひますが、答申の内容を見ればおおよそわかつたと思ひますから、その内容をひとつ提示をお願いいたします。

それからもう一つは、課税物件の中で、ことに販売電気の電力量等の問題についてどの程度あるのですか、これも内容をこまかくひとつ提示をお願いいたします。

それからもう一つは、定額電灯について平均使用量等については政令決定、こうなつておりますね。その政令の内容をひとつ御提示願ひたい。それからもう一つは、この促進税の取り立てた税金を使うことは、これは目的ではつきりしているわけですが、その中に、立地対策を積極的にする財源とする、こういう一項があるのです。その具体的な内容についてひとつ資料を御提示願ひたい。これが一つ。

もう一つは、電源立地促進対策交付金及び原子力発電安全対策等交付金等々に分かれて地方公共

団体にいく、こういうことになつておるのですが、その内容について、個所的に、類的に、全部予想されるものがあるのでしょうか、その資料を御提示をお願いいたします。

それからもう一つは、「発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置」、これは政令決定となつておる、これは特別会計法のほうですけれども、その政令をひとつ御提示願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、「安全対策のための財政上の措置」に関する費用、これも政令事項になつておる、これもひとつ御提示願ひたい。

それからもう一つは、国の補助の割合の特例及び発電用施設設置、これはいままでの規定なんです、この規定内容をひとつ御提示願ひたい。

それからもう一つは、電源立地促進対策交付金、これは前にお話したやつですけれども、一定の資料は出ておるのですけれども、ばくたつものでは困るのです。だから、電源立地促進対策交付金の中で八十一億八千八百萬、こういうことのトータルが出ておる、この内訳がほしいのです。そういう意味で前段の資料をひとつ御提示願ひたい。以上です。

以上の資料をひとつ、委員長はかつていただきました。○委員長(土屋義彦君) 戸田委員の御提出要求の資料についてよろしいですか。

○政府委員(高木文雄君) 御趣旨に沿うようにできるだけすみやかに作成いたします。

○戸田菊雄君 できればあしたの午前中ぐらいたいで。

○政府委員(高木文雄君) 全部あしたちゅうにできるかどうかはわかりませんが、整つておるものもございまして、すみやかに出すようにいたしますと思ひます。

まるわけでございますが、当委員会におきましても、たびたび大蔵大臣や東畑調会長は、勤労性所得と資産性所得のアンバランス、不正をなくするために、分離課税を廃止して総合課税にした、利子所得についても、あるいは土地の譲渡所得についても、このようにおっしゃつておられますけれども、ただ田中総理は、結局土地の譲渡所得の分離課税を廃止すると、土地を売らなくなる、とか、土地の値段が加算されて上がるとか、そういうことをおっしゃつて、非常に消極的な態度のように見受けられるわけでございます。

また、この前、「税務弘報」六月号というところに、主税局長が対談されておりますけれども、土地のほうは早くやらなければいけないけれども、利子・配当の源泉徴収制をやめるといふことは、現実的に無記名預金なんかもあるんで、非常に技術的に困難だといふような意見を述べられておるわけなんです。

また、最近の報道を見ますと、何となく問題が、昭和五十年年度からではなしに、五十一年度あたりから分離課税をなくするような後退した報道がなされておるわけでございます。私は、やはり政府も、税調といふものがあるのですから、税調が主體的になつて、こういった非常にアンバランスな分離課税の問題は早く、利子・配当についても、土地の譲渡所得についても分離課税を廃止して、やはり総合課税に向かうべきである、このように思ひますけれども、大蔵大臣はこの問題をどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(福田勉夫君) 土地や利子・配当の分離課税、これが税法の一般原則から見ても非常に大きな例外規定である、これは私もよく承知しております。そこで、しかしながら現実問題として、これをどういうふうになつておるかという、これを直ちに一般の総合原則に戻るかという、これはまあいろいろ問題があるだらうと思ひます。土地につきましては、これは今度成立いたしました国土利用法、この運用が一体どうなるか、その運用とあわせて土地政策がどういふふう

に合理的に遂行されるかという点も微妙にからみ合う、そういう性格のものだろうと思ふ。土地利用計画がどういふふうにか、そういうような点もよく踏まえながら税調でも検討したい。かように考えます。

それからこの利子・配当の問題でございすが、これも一般原則に対する重大な例外でありすが、他方において自己資本の充実を急がなければならぬ、いま先進諸国では見られないような自己資本比率というものが国の状態、それから依然として蓄積、預金が大蔵である、こういうような国家的要請、そういうものとの調整、それを十分考えなければならぬ問題であります。これはやや技術的な問題をいろいろ含みますが、そういう諸点を踏まえまして、一般原則の例外であるこの分離課税、これをどうするか、これも慎重に税制調査会で御検討願いたい、かように考えております。

○多田省吾君 大臣のお話を聞いておりますと、土地の譲渡所得の問題につきましては、国土利用法案も通つたので、その運用とにらみ合わせて税調で検討してもらいたいというお話でございすが、具体的に時期ですね、このまゝいきますと、もし間に合わないとなると、結局五十年一度一ぱいのまゝでいって、そして五十一年度から分離課税をなくするようにもとれますけれども、ほんとうに積極的によれば、あの制度は四十九年度でやめてしまつて、五十年初めから一年早めて分離課税をなくするということも可能なわけでございすが、大臣はどつちのほうをお考えになつておられますか。

○國務大臣(福田赳夫君) いまこの分離課税、五十年末までと、こういふことになつておるわけですね。その五十年末まで続く税法を、期限が切れたのをどうするかということになる、こういうふうにお考えはおるわけでありすが、いづれにいたしましても、もうそういう期限が迫つておるわけでありするから、早急に検討を始めるわけならぬ、御趣旨はよくわかりまされども、そういう段取りにいたしたい、かように

に考えます。

○多田省吾君 当委員会でも、東畑会長なんかもそうでございけれども、大蔵大臣も、私の聞いたことが間違ひであれば申しわけありませんが、一年早めて、できれば五十一年から土地の譲渡所得の分離課税なんかは廃止したいというふうな御答弁を承つたように聞いておりますけれども、そういうことはないんですか。

○國務大臣(福田赳夫君) ですから、鋭意検討を急ぎまして、そして次の通常国会、これで御審議をわすれず、こういふふうにいたしたい、かように考えであります。

○多田省吾君 だと、来年の通常国会、まあことしの十二月から始まり通常国会に審議できるやうに案を出すというんですが、その場合あれですか、昭和五十年四月からもうその新しい税法でやるといふことですか、それとも一年おいて昭和五十一年の四月から新しい税法でやるといふ意味ですか。

○政府委員(高木文雄君) 現行制度は五十年十二月三十一日までの制度になつております。で、所得税は暦年課税でございまして、やはり四月に切るといふことは非常にぐあいが悪いと思われまゝすから、私どものたゞいまの作業予定では、作業を本年中に終わらして、大臣答弁のとおり、次の国会に法案をお願いをいたしまして、その適用は、現実的には五十一年の一月一日からというやうなことで考えることにならうかというふうにいま考えております。

○多田省吾君 そうすると、一年早まるのじゃなくて、いまの税法が終わつてからという意味です。から、私は非常に残念ですけれども、昭和五十年一月からという、これは通常国会に間に合わないわけでございますから、非常に残念なやうな感じがするんですが、分離課税のほうは利子・配当のいわゆる源泉選制の、すなわち分離課税を含んだ源泉選制のほうはどのやうにお考えですか。

○政府委員(高木文雄君) 土地の分離課税のほうも、それから利子・配当の分離課税のほうも、現

行の制度では五十年十二月三十一日まで、こういうことになつておりました、先ほどもちょっと触れましたように、いづれも所得税の問題といふのは暦年課税でございまして、やはり切れ目は十二月三十一日と一月一日の二つを切れ目にいたしませんと、なかなかうまく動かないというやうになりますので、利子・配当についても同様五十年十二月三十一日と一月一日の二つを切れ目とするという考え方で現在準備を考へております。

○多田省吾君 主税局長にお尋ねしますけれども、先ほども申しましたやうに、主税局長が「税務弘報」の六月号で座談会をやつてゐる中で、この利子・配当の源泉選制をやめるといふ問題は、現実問題としては非常にむづかしいと、無記名預金とか、あるいは匿名預金なんか実在して、この預金制度の仕組みにかかわる問題であるといふことで、簡単にはいかないというやうなことをおっしゃつておられますけれども、これはあれですか、いろいろそういう実務的なことを研究整備して、昭和五十一年の一月からこれはやめていくという方向で、はつきりできる見通しはあるのですか。

○政府委員(高木文雄君) 利子配当の分離課税といふのは、これをやめまして総合課税に持つていくといふ場合の前提としては、名寄せが完全に行なわれるといふことでなければならぬわけでございます。預金にいたしましても、個人の方々がAの銀行、Bの銀行、Cの銀行に預けておられるわけでございますので、総合というのであれば、それを全部合計してどうなるかということについて、必ずしも全部申告でそれが期待できるという状態ではございませんために、何らかの形で名寄せの方式が確立しなければならぬわけでございます。そこで、その名寄せをどういふやうにやうていくかといふことについての技術的な検討をいたしまして、制度上分離課税を廃止するといふだけでは、そして源泉選制を廃止するといふことになりますと、極端に申しますと、非常に多くの場合に無税になる危険があるといふことがある

わけでございます。税制調査会に検討をお願いするにあつては、やはりそういう名寄せ問題との関連が一つの大きなポイントにならうかといふふうにお考えを願ひます。

○多田省吾君 大蔵大臣にお尋ねしますけれども、この問題の最後として、もう一回お尋ねしますけれども、この土地の分離課税の問題で、これは五十一年の一月からしかやりやうがないと主税局長おっしゃつてゐるわけでございますが、どうしてもこれはもう少し早めて、五十年の一月とか、五十年の四月から、一年ないし九ヶ月早めてやるといふ、そういうお考えはございませんか。

それからもう一つは、利子・配当の分離課税の問題も、いろいろなこういった問題を整理して、五十一年の一月から分離課税をなくしていくといふ、こういうお考えはございませんか。

○國務大臣(福田赳夫君) この分離課税の修正ないし廃止の問題は、これは非常に重大な問題です。そこで、税制調査会にも、これはほんとうに真剣にかつ慎重に検討してもらわなければならぬと、こういうふうにお考えを願ひますが、とにかく期限がきまつておる、そのきまつておるその期限切れ、それを置きかえる、この具体的構想といふことにするの其自然じゃなから、そういうふうにお考えを願ひまして、これを、期限が来るその前に繰り上げてこの修正をするんだ、そういう考え方はいまのところ持つておりません。

○多田省吾君 次に、先ほども、電源開発促進税といふものが、目的税である、あるいは税調に諮問されなかつたといふやうなことで、答申もなかつたといふやうなことで問題になつておりますけれども、衆議院の大蔵委員会の参考人として出席した友末税調会長代理ですが、はつきりと、新しい目的税を創設するといふ重大な案件を、税調に一度も相談しなかつたことは政府の独断であらう、きわめて遺憾であるといふ趣旨の発言をしておるわけですね。この問題を大蔵大臣としてどういふ理解をされてゐるのか。また、この新税といふのは、一名、田中新税といふことも巷間言われて

おりまして、これは総理が、税調が間に合わないのを承知の上でしたんじゃないかと、こういうことも言われておるわけでありまして。この税調の問題は、昭和四十七年ごろから、総理や一部の人の非常に強い圧力が加かって、大体そのとおりになつてゐるというふうな非常に好ましくない傾向があるんじゃないかと、私はこのように考えるわけです。というのは、四十八年度の税制改正のときにも、記者会見の席上、東畑税調会長が、税制の具体的な問題について選挙で公約し、また公約したがゆえに無理に実現をはかることは、税制の基本を誤るおそれがある。というふうな声明を讀み上げた、あるいは税について具体的にくちばしをいられるのなら、税調なんて要らぬと言われたとも伝えられておりますし、これは事業主報酬の問題でどうなつたんでございますが、これは答申が一応出たわけでございます。また、今回はこのように、電源開発促進税は、新しい目的税にもかかわらず、答申が出ないのにこのように出てきているという問題もあるわけでございますね。

それから、このたびの二兆円減税のときも、昭和四十八年の十二月ですか、大蔵省の記者クラブで、これは私も報道で読んだんですけれども、税調会長が、正直言つて、角福の指示やら横やりを引つぱられ、かき回されたというふうなことを、感想を漏らしたというふうな記事があるわけですが、けれども、とにかくあの二兆円減税のときも、総理や橋本幹事長あたりは、ここでも三割の必要経費を一律に認めるべきだというふうなことを言ひまして、税調会長もこれはひど過ぎるというふうな感想を漏らしておりましたけれども、結局は、青天井にして、必要経費を一割まで認めたようなかっこうになりました。総理や橋本幹事長の意見というものが、最近のそういう政府税調とか、おりのが、結局総理とかあるいは自民党税調とか、そういう一方の圧力で押し切られる、そして税調の方たちは非常に不満を持っているというふうな姿が見られるわけございまして、今回もこういう姿になつてゐる。これは私は非常に好ましくないと思ひますけれども、一体大蔵大臣はどのような思ひますけれども、一体大蔵大臣はどのような思ひますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、税制調査会という存在は、これは非常に貴重な役割を果たして来、またそういうふうな評価されると、こういうふうに見ておるわけですが、この上にも税制調査会の機能が、所期の目的のようには發揮されるように、その自主的な御議論、自主的な結論というものに深く期待し、また答申が出た上は、これを尊重するという基本姿勢を貫いてまいりたい、かように存じます。

今回の問題は、これは先ほどもあるお答え申し上げたんですが、石油ショックという異常な事態があつた、それに対処いたしましたして、原子力を中心とする電源開発をどういうふうに進捗させるかというところがほんとうに緊要な課題となつたわけでありまして。そういう時期に、予算の編成が行なわれる、昼夜兼行だ、こういうことで、ただいま御審議をいただいておりますような発想がその間浮かんできたわけでございまして、とにかくそういう早々の間でございまして、これを税制調査会におはかりする時間的にとまもなかつた、こういうことで、非常にこれは私は遺憾なことだつた、こういうふうな思ひますけれども、税制調査会に、はからずして政府案を決定し、そして国会に御審議を願う、かようなことになつたのであります。しかし今後は、再びこういうことのないように心してまいりたい、ということをはつきり申し上げさせていただきます。

○多田省吾君 もう一つは、これは衆議院の大蔵委員会、わが党の広沢委員も質問しているわけでございますけれども、これは森下通産政務次官に質問しているようでございまして、五月の二十一日の夜に物価関係閣僚協議会で、電力九社から申請が出てゐる電力料金の値上げを決定したわけでございますが、その電力料金の中に、電源開発促進税百七十二億円をコスト計算に入れて値上げ申請したという問題がある。全然まだ成立して

ない電源開発促進税を査定に組み込むということ、非常に国会軽視であり、不見識じゃないか、こういう質問を広沢委員がやつてゐるわけですが、私もそのように思ひます。大蔵大臣はこれほどのように考えておられますか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは多田さんのおっしゃるとおり、成立もしておりません税を、これをコストの中に織り込むということは妥当でない、こういうふうな考えます。でありますので、そういう御指摘を受けましたあとで、政府で相談をいたしまして、是正をいたしております。

○多田省吾君 是正をしたということは、その査定を少し減らしたその中に是正が入つてゐるという意味でございしますか。それともはつきりこの百七十二億円を削つて、そして計算し直して、それにまた査定をしたと、こういう意味ですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 計算をし直して、その分だけ差し引いて決定した、こういういきさつであります。

○多田省吾君 次に尋ねたいのは、大蔵大臣は、衆議院の決算委員会等で、政治献金は、だんだん会社、法人の政治献金をなくして、個人の献金にだんだん切りかえていくべきだという非常に前向きな御答弁をされておりました、その限りにおいては非常にこれはけっこうなことだと思ひますけれども、具体的な問題となると、なかなかむずかしい問題だと思ひます。最近の選挙に金がかかるというところは、これはたいへんなことでございます。まして、今度の参議院選挙でも、五当四落とか十当七落なんという話も出ておるわけですが、五月二十六日の毎日新聞を見ましたら「選挙屋は行く」と、こゝろ出ておるわけですが、そしてその記事の中に、「官僚出身のDさんね、あそこではもう二十億は使つてますな」「青年実業家のEさんは三十億は固いでしょう」「Eさんは六十億ですよ。これは信頼できるスジの情報です」なんてね。一つの国会議員の選挙に六十億も使うなんて取りざたされるようでは、もう政治も選挙もおしまいだと思ひます。この政治献金の問題が、私はその根底に

横たわつてゐると思ひます。今度電力料金の値上げからんで公聴会が各地で開かれました。そのときも、公益事業である電力会社が、特定政党に政治献金をするのはけしからぬじゃないかというふうな意見がだいぶ出たわけですが、それから五月二十七日の朝日新聞によりまして、独協大学の助教授の宮川さんという方が、これは千葉県の市川市に住んでゐるんですけれども、政治献金のおつき合ひはごめんだということ、東電の電気代のうち一円を不払いにしたい、これは政治献金の分としてですが、こういう運動をこれから起こすんだというふうなことでやろうとしてゐるわけでございますが、こういう問題からんで、私は、特に公益事業である電力会社の政治献金なんかは当然やめてもらうべきでありますし、これからは電力会社だけではなしに、やっぱり政治の姿勢を正すためには、そういう会社法人の政治献金をやめていく方向であらねばならぬ、ということ強く思うわけでございしますが、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私も最近、まあ非常に政治に金がかかる、政治の中で特に選挙に金がかかるというのを心から憂慮しておるんです。どういふふうにしたらいだらうかというところ、これはまあ制度の面ももちろんあるわけでありまして、制度といひますれば、これはまあ選挙制度、それから選挙資金、さらに選挙方法、こういう三つの問題があると思ひます。

まあ選挙制度につきましては、私は衆参両院とも政党本位の選挙制度に、政党对党の選挙制度にこれを改革すべしというふうに強く考え、また主張しておるんです。

それから選挙資金の問題につきましては、これはやはり企業、団体、そういうものに依存するといふ政党の姿勢を、これはもう国民一人一人に依存する体制に改革すべしと、こういうふうな考えをおるわけでありまして、ただ、これを一挙にとつていふわけにもいきませんから、ある程度の経過期間を必要とする。こういうふうな考え、そういう

ための、まあ税なんかからまってくると思いますが、すけれども、いんなんふうをこらさなきゃならぬ。

それから選挙運動が、いま金のかかることを容認するようになつておるわけであります。そういう点につきましては、これはもう教限りなく問題があるわけでありますが、これはもう是正を要すると、こういうふうな考えております。しかし、基本的にはやっぱり政治道義の問題に帰するのじゃあるまいか、そういうふうなものであるのです。政治倫理と申しますか、そういうものにつきまして、これはあらためてえりを正さなければならぬと、こういうときまでおるんじゃないやないか。制度を幾ら変えてみましても、なかなか制度どおりに動くんじやない。また制度の目的が達成されるもんじやない。やはり制度を運営する政治家が特に中心になつてえりを正すという政治道義の刷新、これを実現しなければならぬのではないかと、さうに考えております。

○多田省吾君 原油価格が昨年一カ年で四倍にはね上がつておりますけれども、今度四十七年度並みの輸入量の確保が可能かどうか、非常に問題だらうと思ひます。で、また、特に同じ数量の輸入原油でも、今年一月以降の価格が続くものとして、すでに上がつておりますけれども、百億ドルから百五十億ドルを上回る余分の外貨を支払わなければならぬ。百億ドルといつても、三百円換算をしてみても三兆円でありまして、わが国のGNPの三%に近い金額になるわけですから、この点をどのように考えておられますか。

それから特に手持ち外貨なんかを考えると、わが国の国際収支の今後の見通し、従来型の輸出ドライブ等、無限の輸出拡大は、世界の国際環境も許さないであらうし、このバランスを一体どのように維持されようとしているのか、この三点。○国務大臣(福田赳夫君) けさ私は閣議に昭和四十八年度の国際収支並びに国際貸借の状況を報告をいたしましたわけでありまして、その報告でも、四十八年中は国際収支の赤字が実に百億ドルに及ん

だ、これはたいへん重大な問題であるという点を特に強調いたしておるわけでありまして、百億ドルの赤字が出る。その上にさらに、四十九年度を展望いたしますと、石油価格の高騰という問題があるわけでありまして、その影響は、昭和四十八年度石油輸入額が八十七億ドルでありまして、八十七億ドルの石油を輸入しておる。それが四十九年度になりまして、百五十億ドルと、こういうふうになつてくる。あるいは多少それが上回ることになるかも知れぬ。石油問題が今日ほどきびしい状態でない四十八年度において百億ドルの赤字の出たわが国の国際収支、これに對しまして石油の輸入価格がさういふふうになつてくるということは、きわめて重大な事態であります。しかしながら、国際収支というものは、これはきちんと安定した基調に置きましても、これはわが国の経済に對する国際信用の問題につながる。また円の価値に對する信頼度につながる問題でありまして、このような状態に對しましては、これはもう非常に真摯な態度をもつて取り組まなければならぬし、それによつて内外の信頼を博しなければならぬと、かように考えておるわけでありまして、さういふ見地から、百億ドルの赤字を出しましたという昭和四十八年度のこの為替政策、こういうものを根本的に改正いたしまして、そしてそれまでは外貨の流出促進、外貨の流入阻止と、さういふ考え方の政策でございましたが、これを根本的に改めまして、外貨の流出はなるべく抑制する、健全なる外貨の流入、これは歓迎すると、さういふ態度に改めたわけでありまして、さうしますと、まあいい結果がだんだんだんだんとあらわれてきておるのであります。一月には基礎収支におきまして二十億ドルの赤字でございました。ところが、二月にはそれが十七億ドルの赤字に減る、三月にはこれが十二億ドルの赤字に減る、四月には十億ドルの赤字に減る、さういふ改善の歩調をずっとたどつてきておるのであります。なお、これらの施策を今後も堅持いたしまして、そして国際収支を逐次改善していきたい。ただ、一挙に改善する

ということは、これはもう非常にむずかしいです。とにかく百億ドルの赤字が出たというその事態を、一年間で解決するといふようなわけにはまいりませんので、大体私は、昭和四十八年度赤字、この半分以下に昭和四十九年度赤字を減らしていきたいと、さういふふうな考えております。そしてまあさらに一、二年はかりまして、国際社会において日本は着実に国際収支均衡政策に踏み出し、かつその実効をあげつつあるという認識をかちえたいと、さういふふうな考えておるのであります。さういふ間におきまして、二億七千万キロワット一本年度予定しております石油の輸入、これはわが国経済を運営する上において必要最小限のものである。これは四十七年度水準のものであります。この輸入にこと欠けるということとはございせん。

○多田省吾君 政府がさきに発表した経済社会基本計画でも、昭和五十二年の電力総需要量を六千億キロワットアワー以上としておる。四十六年度の火力、水力、原子力の合計は五千八百二十万キロワットで、五年間でその倍以上の一億二千五百万キロワットという数字に達するようでございますけれども、大蔵大臣は昨年の国会でも、経済社会基本計画の中で示した電力需要量は、非常に押え目の数字であるから、基本計画そのものも変更する意思はないと、このようにおっしゃつておられますけれども、この御答弁は、このままそのとおり変更なしと、このように解釈してよろしいのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 多田さんのいまのお話、つまり私が何かしゃべつたという話ですが、それはお間違ひだらうと思ふんです。私は、経済社会発展計画は、これは成長率九・四%という非常に高い成長率を前提としてつくつた計画であり、これからの日本経済の運営を展望して見ますと、さういふ高い成長率はとうてい考えられませんが、したがつて、さういふ前提に立ちまして、社会経済基本計画全般の再検討を必要とする、さういふふうな考えておるのであります。したがつて、

で、エネルギーの需要、その中における電力需要というものは修正されても、掲げてある数字につきましては修正されることに相なるであらうと、かように考えています。

○多田省吾君 さうしますと、経済社会基本計画の中の昭和五十二年の電力総需要量を六千億キロワットアワー以上としておるのも、大蔵大臣のお考えでは、これももう少し低目に練り直さなければならぬ、さういふことでございませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 当然さういふことに相なるであらうと、さういふふうにしなければならぬと、かように考えています。

○多田省吾君 まあしかし、最近通産省が発表した昭和六十年までの原子力発電の長期計画では、当初の六千万キロワットにさらに一千万キロワットを増強して七千万キロワット達成を目標にする、さういふ通産省でいつておるの、これはあれですか、火力や水力を減らして、原子力だけをふやしていこうといふことで、全体はふやしていこうといふことなのか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私、そのことを、詳しくことを承知いたしません。感じとしては、全体の需要量は経済社会発展計画で見ておるものよりは減るだらうと思ふんですが、原子力への依存度は、その間において高くなつてくるであらうという感じはいたします。詳細は私存じません。

○多田省吾君 最後に、先ほど、問題違ひますけれども、成瀬委員が質問されたけれども、預貯金の利子の目減りの問題に關連した引き上げの問題でございますが、この前も参考人の中央大学の川口弘教授が、やはり一戸当たり百万円ぐらいまでは一〇%から一五%ぐらいの特別利子をつけて、預貯金の目減りを防ぐべきだといふような意見を述べておりました。さうなると、どうしても公定歩合が一%とか、あるいは貸し出し金利は一三%ぐらゐになるだらうといふような、金利体系のことまで具体的に述べておりましたけれども、まあ私もずっと前に大臣にお尋ねしたときも、これは敗北思想だとか、物価安定が先決だとか、ま

あ、こういうことをおっしゃったわけですね。そのほかに、各戸百万円までをほんとうに抜けがけなしにびしっと統制とってやれるかどうかというように、やり方にも非常に問題があるかと思えますけれども、そういうことは、私は一戸百万円までという何らかの方法で押えることは可能だと、このように思っています。やはり最近、大臣の物価安定が先決だと思つて、これも意味はわかりますけれども、やはり先進諸国が一〇%からせいぜい一二%あるいは一五%で消費者物価が押えられているのに、やはりわが国だけが二六%とか、そういう消費者物価の上昇がまだとまらないわけでございます。選挙後もいろいろな公共料金の値上げも予定されているような姿もございまして、私は、もちろん物価安定に全力を注いでいくべきことは当然でありますけれども、その間、庶民ががまんをしなければならぬというふうなことも非常にこれはたいへんな問題です。やっぱりここであるいろいろな問題がありましようとも、一戸当たり百万円ぐらゐまでの特別利子つきの新制度を私は考えるべきじゃないかと、このように思っていますけれども、再び大蔵大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これは国会の内外において非常に御要請が強いということですが、私も承知しております。そこで、まああれこれ深く幅広く検討してみたいと思つて、どうもこの名案がでない。特に預金の引き上げと上げというところは、貸し出しの金利の引き上げというところには現実の問題としてつながつていくわけでありまして、いまコストアップ——公共料金の引き上げ、あるいはサラリーの引き上げというふうなコスト要因の問題のお話がありましたが、これは非常にむずかしい問題なんです。まあ全力をあげて努力をしておるところでございますが、そこへもう一つ、まあ企業活動とすると、これはその経理の中で非常に大きな要因を占める利子負担がまたかかると、こういうことにもなる。なかなかこれは、理論的には、かりに考えられまし

ても、現実の問題とすると、なかなかこれを取り上げるといふことはむずかしい。そこで、私は一刻も早くインフレを断ち切る、これ以外にいい方法はない、こういうふうな考えをしておるわけです。しかし、貯蓄は、何といたしまして、特にこういうインフレ下におきましては心しなければならぬ問題であります。そこで、まあ貯蓄をどういうふうな全体の金融政策の中で刺激していくかというところにつきましては、いろいろとくふうをこらしておる。いま割増金付定期を売り出し中でございますが、これなんか非常に好評でございます。

それからまた暮れに行ないました六カ月定期、これなんか好評であつたわけでありまして、これを期限切れになる六月の時点においてどうするか、こういう問題があります。もう一度ひとつやってみたらどうか、こういうふうにも考えておるわけですね。どうも一部のものに對しまして利子のかさ上げをする、こういう行き方、これはなかなかむずかしい問題である。ただいまそういう問題につきまして前向きのお答えはいたしたがい、そういう段階でございまして。

○栗林卓司君 大臣、かねがね金さえあればいい、自分さえよければいいというやり方は、もう清算しなければいかぬということを強調されて、私も思います。私も全く同感なんですけれども、そういった目で今回の法案を見てみますと、ことばは悪いんですが、ごね得を認めた法案という印象がしてならない。この点についてまず大臣の御所見を承りたいと思つてます。

○国務大臣(福田赳夫君) この法案が、地域社会のごね得に對して、これに迎合するといふ御指摘、そういうふうなにおいがすると、こういう御指摘でございまして、ごね得を緩和するといふ趣旨じゃなくて、発電施設ができてあつたあつた環境もよくなる、またその他の施設も整備される、発電所ができて、これはいいことだと言つて喜んでいただけるような状態をつくらうといふものでありまして、ごね得がまずありまして、それにおこたえすると、こういう趣旨じゃないんでございまして。

○栗林卓司君 電源立地をする場合の周辺地域の不満といふものをかりに三つに分けて考えてみますと、一つは、環境保全にからまる不満、これはとにかく極力保全にとめなければいけませんし、なおかつ実害がある部分については補償するといふことで結着をつけていく問題だと思つてます。また、安全対策については、これはもう安全対策に万全を期すといふのが対策の根幹になる。この二つは、今回の提案からはずれるわけですね。三番目は何かというと、地域の社会経済の発展、向上に結びつかない、こういう不満が強いので、それが裏返しますと、実はおっしゃったように、発電所ができてよかったという環境をつくりたい。問題は、もともと火力発電所というのは、直接、隣接周辺地域にメリットをもたらすような建物ではないんです。元来、ところが、できたから、やっぱりメリットはほしい、というその不満なり主張に對して、それはもつともだというようにに政府として認めた、こう考えてよろしいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 発電所周辺地域の住民の間に、発電所設置についての拒否傾向があるわけですね。それを考えてみますと、二つ私は問題がある。つまり安全性に対する危惧の問題と、それから発電所ができて、はたして地域社会の発展に貢献したかと、こういうことだろうと思つてます。いまごね得といふお話でございまして、ごねるといふ現象がまずあつて、そしてそれにこたえらうといふよりは、積極的に、発電所ができたがゆえに地域社会の環境が整備された、ああよかったな、あといふふうな感じを取つただけのような、そういうふうな仕組をどうするか、こういうことから考えていたのがこの仕組みである、こういうふうな御理解願ひます。

う建物ではない。とは言ふものの、それに対して発電所ができたんだから、地域の公共施設も含めて充実をしたいものだといふ住民感情、これはあるでしょう。それはもつともなんだというように認めたといふことですねと云つておるんです。

○国務大臣(福田赳夫君) それはそのとおりでございます。

○栗林卓司君 そうしますと、これは発電所だけじゃなくて、類似のケースといふのはずいぶん考えられると思つてます。それについても、いまの発想で政府として、今度はごねなくても前向きに取り組んでおいでになりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) それはその施設の緊要度によるものだろうと思つてます。わが国としては、何としてもここでエネルギーをととのえなきゃならぬ。その中で原子力発電、こういうもののは非常に切迫した問題であるといふので、非常に完備した体制をとるわけでありまして。それから、あるいは発電所でもなく、あるいは水源涵養でありまうとか、治山治水といふような立場から、ダムをつくりまうといふことにつきまして、特別の立法をいたし、その助成をいたしますとか、いろいろそういうことを考えておりますが、要するに、よつてもつて促進されるところのそういう施設の緊要性といふものです。そういうものを考慮して、それ相應の処置を講ずるといふことにならうかと、かように考えます。

○栗林卓司君 一つ例を出しながら、くだいようですが、伺いたいのですけれども、緊要性ということになると、たとえば新幹線を走らせる、これも国民全体の利益といふことからいふと緊要性が非常に高い。あるいは貨物線を新設する、これも物流の確保といふのは、都市環境並びに物価対策の面で急がなければいけない、緊要度が高い。ところが、周辺住民からいいますと、ひよつと通るだけで、騒音をもたらすだけで、直接そこにメリットを及ぼさないという意味では火力発電所と似ているわけですね。したがって、そういうところも同じ発想で、それぞれ目的税をつくり、特別会計

をつくり、そのことによって公共用施設の充実をするということにならないと、話の筋道が合わない。たまたま火力発電所だけがそうなんだけれども、それじゃ新幹線はどうなんだ、あるいは貨物線はどうなんだ云々ということになると、いま伺っているのは、直接の被害、あるいは安全対策、騒音対策、これはやるわけでしょう、火力発電所と同じなわけですから。そうでなくて、たまたまある建物に対して、周辺住民が直接のメリットを期待する、これはもっともなんだということになったら、ほかの類似のケースに全部及ぶとしていかなければならないでしようか。

○国務大臣(福田赳夫君) でありますから、私は、よってもって促進されるところの施設の緊要性、これによるのだと、こういうことを申し上げては、今回は目的税を設定する。そうしてその目的税を使って、交付金等を地域社会に交付するということになります。それを特別会計で経理をしよう、こういうふうな手厚い対策になるわけでございます。これは要するに、いま原子力発電が今日のような状態で停滞しておるといふことになったら、これは数年後になつたらどうするか、また十年、二十年先、一体日本の国の状態はどうなるのかというのを考えると、一刻も放置することが許されない。こういう緊要性があるから、そこでそういうことになるわけですが、いま御指摘のように、国家経済なり国家社会としては利益になるが、一部の方々にはデメリットを生ずるという問題は他にたくさんあると思ひます。たくさんある諸問題につきましては、その緊要性に応じまして、それぞれ処置をする、こういうことであります。同じような性質のものだから、全部これを目的税として特別に経理する、という性格の議論、そういうことではあります。私は賛同しがたい、こういうことであります。

○栗林卓司君 緊要性がたいへん高いのは電力だけだとは思えないのですけれども、その場合に、緊要性をだれが判断をして優先度をきめるのかということも、話のあけ足をとって議論をする、あるかもしれないが、かりに百歩譲って、電力は大切なんだというにしますと、既設発電所の順調な稼働並びに保全も、発電所の新設とあわせて緊要度が高い、そうなりますと、既設のところも同じように、あれは十年前につくったのだけれども、おれたちもよくなりたいのだということも、もっともだというふうにお考えになりますか。

○政府委員(高木文雄君) 御指摘の既設の発電所の問題も十分配慮しなければならぬわけでございますが、今回の措置といたしましては、この三法案とは別に、地方税法のほうの扱いといたしまして、固定資産税の配分問題ということを通じて、既存の発電所のあります市町村の、直接的には財源対策を講ずるということを通じて、福祉の向上を考へることにいたしております。

○栗林卓司君 固定資産税というお話なんですけれども、発電所をつくる場合、建設期間にはそこで工事が行なわれませんが、何がしかの形で税金が落ちていく。いろいろにぎやうという状況があります。建設期間が完了すると、今度は工事が終わりますけれども、発電所が稼働しますから固定資産税が入ってくる。まあこれが従来の例なんです。今回の御提案というものは、固定資産税とは全く別、額としてたまたま見合っているということがある。あつても、その前に五年分あるいは三年分あるいは二年分というところで交付金がつくわけですね。それはおれたちももらってないんだ。それがあれば、保育所、幼稚園あるいは学校、公民館ができるんだという主張に対しては、それもやっぱりもつともなんだ、ということになりませんか。年々見てみても、四十七年が約三十%しか計画に比べてできない。四十八年が四十%。ところがその前を見ると、当時はまだ社会の連帯感、今日ほど失われていなかったせいかどうかかわりませんけれども、計画に沿ってできていく。その人たちに對して、同じようなものを考へないで不公平ではございませんか。固定資産税をもつて

いったということだけでは、私は同じにならないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(高木文雄君) これは発電所その他の諸施設を設けるということに対して、従来の考へ方とだんだんこの地域住民の考へ方が変わってきたというところに問題があるのではないかと申します。従来は、いづれかというところ、もちろん反対運動はございまして、固定資産税も入ってくるということもあるしということ、ある程度誘致するというようなこともありました。逆に考えて特定期間内に発電所についての固定資産税が集中的に、まあ固定資産税収入があるということから、極端な場合には、大規模施設の固定資産税について、一部を逆に都道府県のほうへ吸い上げるといふようなことが行なわれておたわけでございますが、だんだん事情が変わつてまいりましたので、そういう考へ方を漸次廃止して、所在市町村に固定資産税が入るようなことを考へませんと、既存施設においても、まあいわばそのような施設がきらわれるという傾向が強くなつてまいりました。

で、今回の措置は、固定資産税については、既存のものにつきましても、新規のものにつきましても、今後の方向としては、従来のものは、所在市町村にそういう収入があるように考へると同時に、施設ができましますまでの間における福祉のことを考へるための交付税交付金というふうな制度になつたわけでございます。従来の考へ方からは、たいへん変わつてきておりますが、今度の考へ方は今度の考へ方として、既設のものとは新設のものとの間である種のバランスがとれているのではないかと考へております。

○栗林卓司君 だんだん状況が変わつてきたのだというところは、おっしゃる意味よくわかるんですが、けれども、だんだん状況が変わつてきたんで取り組む方も変えていかなきゃいけない。これを一言で私はご納得に近いんじゃないかというぐあいに申し上げておるんです。ただ見方を変えて、これは大臣に伺いたいんですが、今回の税を取

る特別会計で公共用施設をつくっていくんだと、まあそれはそれとしまして、例示されている港湾、道路あるいは公民館、診療所。まあ書いてないものもあると思うのですけれども、こういうものというのは、火力発電所建設との見合いでつくるべき本来は因果関係はないはずなんです。道路、港湾あるいは保育所にしても公民館にしても何にしても、それはそれで充実にしていくべき筋合いの公共用施設ではないのだろうか。それがたまたま発電所ができるということのその因果関係でつくるというの、全国的にこういう施設を充実しなきゃいかぬという問題意識を少しはなげして、現象をこうやつたらよろしいという印象が非常に強く受けるのですけれどもいかがですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これを実行する上におきましては、この周辺整備計画というものができまします。栗林さんの御指摘は、その周辺整備計画の中に、発電所と直接関係のあるものだけなのか、あるいは直接関係のない、まあ公共土木事業等も含めるのかと、こういうお話でございますが、そういうお尋ねでございます。発電所自体と直接関係がないものにおきましても、周辺整備、そういう計画の中に含まれるものにつきましてはこれを採用すると、こういうことにならうかと思ひます。直接関係のあるもの、ないもの、それが総合されて、そういうことになつて、地域社会の人が喜んでくれると、こういうことになることを期待しております。かように御理解願ひます。

○栗林卓司君 私が申し上げておりますのは、公民館、図書館、保育所、学校、保育所云々というの、この地域は、いまの周辺整備計画でできるのだから、こつちが発電所がないからこれはなかなかできないのだ、このアンバランスについて、いま申し上げた公民館とか学校、保育所云々というのは、地域住民の要求からすると、基本的にもうそろえていかなければいけない公共用施設ではないか。これがたまたま火力発電所あるいは原子力発電所ができるからできるのだというぐあいに扱つてし

もう扱い方、ここはいいかもしれませんが、ここのほうはともだめだという、この問題についてどうお考えになりますか。というの、もう少し申し上げると、この保育所にしても、あるいは幼稚園にしても、何でもそうだけれども、全国的にやっぱり水準を高めていかなきゃいけない。たまたまここにこれができるから、その因果関係ないのだけれども、周辺整備計画に組み込んでやるのだということではなくて、いかなる地域もやはり引き上げていかなければいけない、そういう筋合いの公共施設ではないのか。したがって、その建設というのは、部分的な目的税なり、部分的に色合いの濃い特別会計なり、そういったものには本来なじまない公共施設ではないのだからかというところをお尋ねしておるわけです。

○国務大臣(福田赳夫君) 発電所ができる、その周辺の地域社会が、他の地域に比べて先行してよくなる、こういうことは私は、まあまあお話しのような他との感觸の問題はありますけれども、そういう発電所ができていへんということになったという感觸が出ることを、まあ発電所が来てたいへんよくなった。これが他の地域一般の水準でよくなったと、こういうのではこれはきき目はない。やっぱりある程度色がついたところにあるこそ、この発電所を整備促進する効果が出てくるんじゃないか、そういうふうにお考えしております。したがって、まあそういう施設をするのは、これはまあ一般財源でやればいいんじゃないか、特別会計とし、目的税とするのになじまないじゃないかというお話でございますが、さような特別な意図をもって行なう国家の仕事でございますので、これは特別の仕組みを必要とする、こういうふうにお考えはおる次第であります。

○栗林卓司君 時間ですから、最後に一つだけお伺いしますけれども、その色をつける、色をつける背景は、先ほど御説明があったように、だんだんと変化が出てきた、住民感情の中に、ということですね。で、私が心配するのは、なるほど

色をつけた、さあおれのところは色をつける材料がないと、こうならない約束はないんですよ。しかも、緊要性とおっしゃいましたけれども、緊要性の優先度だれが定めるのか。きめてみようがない。たとえばごみ処理場の、ごみ処理焼却場の設置問題一つとって、緊要性をきめて高くて、周辺地域住民には何のメリットもない。というのが、続々と至るところに出てきたときに、平たく言うと、おれたちにも色をつけろ、つけなきゃそんない建設認めるものかというぐあいになってきたときに、どうやってこの緊要性を説明されるのですか。これは私の意見も交えて申し上げます、いま反対運動の中で、それぞれ発電所の立地がでない、たいへんなんだと、よくわかるのですけれども、そのときの政府として取り組む取り組み方というのは、やっぱりじゃあ色をつける、金を出せば解決ができるというやり方なのか、そういうことな手段で、これからのきびしい日本が前に行くんだと考えると、たいへん危惧の念を感じるのですが、長くなりましたが、最後の質問は、これがいろいろこう波及していったとき、たとえば貨物線の建設、ごみ処理場の建設、たとえば電気でも送電線を引っ張った場合の送電塔の関係市町村をどうするかという問題を含めて、どうやって説明をし、対応しますか。そこだけ何って質問終わりたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 公共の施設が国家的な目的でつくられる、それが特定の地域社会にデメリットを及ぼすと、その及ぼすデメリットに對してどういうふうに対処するか、こういう問題であらうと思います。これは、その施設の緊要度によって対処のしかたがいろいろ変わってくるであらうと、こういうふうにお考えであります。発電所、特に原子力発電所のごときは非常に取り急いでやらなければならぬ問題だ。しかも、それが今日行き詰まりの状態にある、これは何としても打開しなければならぬ、そういうためには、非常に異例ではありますけれども、非常の措置をとらなければならないということで、今回の

御提案ということになったわけなんです。それから治山治水の対策だとか、そこでダムをつくる、その周辺地域をどうするか、こういう問題がありますが、それは特別会計までつくりません。つまり、政府は、あるいは地方公共団体はこれこれのことをしなきゃならぬ。また、地方公共団体がこういうことをするとうい場合には、政府はこういう補助をしなけりゃならぬとか、いろいろの規定をしておるわけでございます。これはその緊要度の強さ、性格等によって対処のしかたはいろいろあると思いますけれども、それぞれその緊要度を考えながら適正な対処というものは考へべきであるし、また考えられておると、かように御理解願います。

○委員長(土屋義彦君) この際、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(土屋義彦君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(土屋義彦君) 速記を起こしてください。

本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

第四五二二号 昭和四十九年五月十日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 北海道紋別郡西興部村字西興部五

西興部村農業協同組合長 近藤

秀雄外十名

紹介議員 河口 陽一君

一、大蔵省関東財務局所管の竹平住宅の修理に関する請願(第四三二七号)

第四三二七号 昭和四十九年四月三十日受理

大蔵省関東財務局所管の竹平住宅の修理に関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区九段南一ノ二二

清水義一外四十七名

紹介議員 二宮 文造君

私たちの居住する竹平住宅の住環境は、屋外のコンクリートは塗装がはげ落ち、崩れ、屋外のタイルは、はがれ、天井からの雨漏りは激しく、コンクリート内のガス管は損傷してガスがもれ、上下水道管、排水管、マンホールも損傷している。又、床は朽ち落ち、窓はさびつき動かない。等々、修理を施さなければならぬ箇所を数えたら枚挙に暇がなく、憲法でうたわれている「公衆衛生の向上、増進」が図られていないと、お世辞にも言える状況ではない。加えて、固定資産の評価替え、都市計画税の引き上げ、地代家賃統制令の告示の改正などを理由として、家賃が大幅に引き上げられたのである。国は、竹平住宅が家賃を大幅に引き上げるだけの価値があるものと判断を下すならば、せめて、私たち居住者の最低限度の修理に関する要望を入れて早急に措置を講ぜられたい。

五月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送電話の税制の特別措置に関する請願(第四五二二号)

第四五二二号 昭和四十九年五月十日受理

有線放送電話の税制の特別措置に関する請願

請願者 北海道紋別郡西興部村字西興部五

西興部村農業協同組合長 近藤

秀雄外十名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、電源開発促進税法案
- 一、電源開発促進対策特別会計法案

電源開発促進税法案

電源開発促進税法

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 課税標準及び税率（第五条—第六条）
- 第三章 申告及び納付（第七条—第八条）
- 第四章 雑則（第九条—第十二条）
- 第五章 罰則（第十三条—第十五条）

第一章 総則

（課税目的及び課税物件）

第一条 原子力発電施設、火力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電氣には、この法律により、電源開発促進税を課する。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般電気事業者又は一般電気事業者 電氣事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項又は第二項（定義）に規定する一般電気事業者又は一般電気事業者をいう。
- 二 販売電氣 次に掲げる電氣をいう。
 - イ 一般電気事業者が他からの需要に応じ供給した電氣（他の一般電気事業者に当該他の一般電気事業者が一般電気事業の用に供するための電氣として供給したもの及び電氣事業法第二十五条第一項（振替供給）の許可に係る契約により供給したものを除く。）
 - ロ 一般電気事業者が自ら使用した電氣（発

電のために直接使用したものを除く。第七条第一項第二号において同じ。）

（納税義務者）

第三条 一般電気事業者は、その販売電氣につき、電源開発促進税を納める義務がある。

（納税地）

第四条 電源開発促進税の納税地は、当該一般電気事業者の住所とする。

第二章 課税標準及び税率

（課税標準）

第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般電気事業者の販売電氣の電力量とする。

2 一般電気事業者の販売電氣で電氣事業法第十九条第一項（供給規程）に規定する供給規程においてその料金が定額をもつて定められているものについての前項の販売電氣の電力量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第六条 電源開発促進税の税率は、販売電氣千キロワット時につき、八十五円とする。

第三章 申告及び納付

（課税標準及び税額の申告）

第七条 一般電気事業者は、毎月、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において料金の支払を受ける権利が確定した販売電氣の電力量

二 その月中において一般電気事業者が自ら使用した電力量

三 前二号に掲げる電力量の合計電力量（次号において「課税標準電量」という。）

四 課税標準電量に対する電源開発促進税額（以下「納付すべき税額」という。）

五 その他参考となるべき事項

2 前項第二号に掲げる電力量は、当該電力量として政令で定めるところにより計量した電力量に相当する電力量とする。

（電源開発促進税の期限内申告による納付）

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出した一般電気事業者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する電源開発促進税を、国に納付しなければならない。

第四章 雑則

（一般電気事業の開廃等の届出）

第九条 一般電気事業を開始し、廃止し、若しくは休止しようとする者又は当該一般電気事業の許可を取り消された者は、政令で定めるところにより、その旨を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

2 電氣事業法第十一条第一項（承継）の規定により一般電気事業者についてのその地位の承継があつた場合（一般電気事業の全部の譲渡によりその地位の承継があつた場合を除く。第十一条において同じ。）においては、当該地位を承継した者は、政令で定めるところにより、当該地位を承継した日から一月以内に、その旨を書面に、納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。この場合において、当該期間内にその届出がされたときは、当該地位を承継した日において、前項の規定による届出があつたものとみなす。

（記帳義務）

第十条 一般電気事業者は、政令で定めるところにより、その販売電氣の電力量、納付すべき税額その他これらに關する事項を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）

第十一条 電氣事業法第十一条第一項（承継）の規定により一般電気事業者についてその地位の承継があつた場合においては、当該地位を承継した者は、当該一般電気事業者の次に掲げる義務を承継する。

一 第七条第一項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

（当該職員質問検査権）

第十二条 国税庁の当該職員又は一般電気事業者

の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に關する調査について必要があるときは、一般電気事業者に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 国税庁の当該職員又は一般電気事業者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、電源開発促進税に關する調査について必要があるときは、一般電気事業者に対し電氣を供給したと認められる者その他自己の事業に關し一般電気事業者と取引があると認められる者に質問し、又はその事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

3 前二項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に營業所、事務所その他の事業場又は電氣事業法第二条第七項（定義）に規定する電氣工作物を有する一般電気事業者に対する質問又は検査について準用する。

4 前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は第二項（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五章 罰則

第十三条 偽りその他不正の行為により電源開発促進税を免れ、又は免れようとした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る販売電氣に対する電源開発促進税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該電源開発促進税に相当する金額以下とすることができる。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第七條第一項の規定による申告書の提出を怠った者

二 第十条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十二條第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行し、同年十一月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される販売電気及び同日以後に第七條第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対して電源開発促進税について適用する。

（国税通則法の一部改正）

2 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「第十三号」を「第十四号」に改め、第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時

第二十一條第二項、第三十條第二項、第三十三條第二項及び第四十三條第二項中「又は贈与税」を「、贈与税又は電源開発促進税」に改める。

第四十六條第一項第一号イ中「航空機燃料料税」

の下に「、電源開発促進税」を加える。

第八十五條第一項及び第八十六條第一項中「又は贈与税」を「、贈与税又は電源開発促進税」に改める。

（設置）

電源開発促進対策特別会計法案

電源開発促進対策特別会計法

第一条 電源開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

2 前項の「電源開発促進策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第

号）第七條の規定に基づく交付金の交付及び同法第二条に規定する発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定めるものをいう。

（管理）

第二条 この会計は、内閣総理大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣（以下「所管大臣」という。）が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 この会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、会計全体の計算整理に関するものについては通商産業大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、電源開発促進税の収入、第十一條第三項ただし書の規定による一時借入金金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第一条第二項の交付金及び同項の財政上の措置に要する費用、第十一條第一項の規定による一時借入金金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金金の償還金及び利子、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）

第四条 所管大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添付しなければならない。

（剰余金の繰入れ）

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第八条 所管大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。

（余裕金の預託）

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金等）

第十一條 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限

度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金金の借換えをすることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）

第十二條 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

第十三條 第十一條第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出残額の繰越し）

第十四條 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の規定により繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

- 2 退職職員に支給する退職手当去給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「外国為替資金特別会計」を「電源開発促進対策特別会計、外国為替資金特別会計」に改める。
- 3 国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「一般会計又は」の下に「電源開発促進対策特別会計」を加える。
- 4 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
第九条第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 電源開発促進対策特別会計の経理を行うこと。
- 5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第三十六条の六第五号中「及び石炭及び石油対策特別会計」を「石炭及び石油対策特別会計及び電源開発促進対策特別会計」に改める。

第十三号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	四	いえた	いえは
〃	終わり	〃	むえる	ふえる
〃	三	三	減額をを	減額を
〃	終わり	〃	いくこ	いくと
〃	〃	三	けれども	けれども
〃	〃	六	需要の	需要と
〃	終わり	〃	ごじいます	ごじいます
〃	〃	二	比較的	比較的
〃	〃	一	比率的	比率的
〃	〃	八	そと	その
〃	終わり	〃	当所	当初
〃	〃	三	いういう	こういう
〃	〃	三	いかけ	おかけ
〃	〃	八	申中委員	田中委員
〃	〃	一六	やりり	やはり
〃	終わり	〃	出したして	出して
〃	〃	二六	あるかの	あるのか
〃	〃	三	なけれりや	なけりや
〃	〃	二五	生活	生産
〃	〃	一八	こいう	こういう
〃	〃	一七	いなします	いたします
〃	〃	三	なます	なります
〃	〃	一七	のは、	のは、
〃	〃	一七	のは、	のは、